

# 大館能代空港利用促進協議会 宿泊付往復航空券パック商品運賃助成事業実施要綱

## 1 目的

大館能代空港（以下「空港」という。）の搭乗者数は、冬期の利用が年間において例年低い状況となる。そのため、観光に適した宿泊付往復航空券パック商品に対して助成し、利用率の向上とともに旅行商品のPRを行うものである。

## 2 助成対象商品

ANAセールス株式会社が旅行企画販売する、大館能代空港発着となるANAスカイホリデー商品のうち、観光を主な目的とする別紙の商品を対象とする。

## 3 対象期間

事業の実施期間は出発日を基準とし、次のとおりとする。

平成29年12月1日から平成30年2月28日

ただし予算額に達成し次第、終了とする。

## 4 助成額

(1) 一人につき助成対象商品1日程（1往復）あたり3,000円とする。

(2) 事業利用見込みを150件と見込み450,000円を予算とする。

## 5 助成方法

県北地区旅行代理店のうち、事業に協力できる旅行代理店等（以下、「代理店」という。）の協力をもって、次により実施する。

1) 代理店は、助成対象商品を対象期間に利用する者（以下、「利用者」という。）に対し、当該旅行商品代金から助成額相当分を減じて代金を受領する。

2) 代理店は、前項で減じた助成額相当分を月毎にまとめ、大館能代空港利用促進協議会（以下、「協議会」という。）へ、翌月10日までに請求するものとする。

3) 代理店が協議会へ提出する書類は、請求書及び利用者情報（氏名・出発日・助成対象商品名）を記載した内訳書（任意様式）とする。

4) 協議会は、請求書及び内訳書の内容を確認した後、速やかに代理店が指定した金融機関へ口座振込するものとする。

## 6 代理店において既に精算した者の取扱い

当該事業の周知前において、この事業に該当する旅行商品を購入した者については、利用者からの申請により協議会において次により対応することとする。

- 1) 助成を受ける利用者は、助成金交付申請書に対象商品を購入した際に発行される購入明細書（お客様控え）の写しを添付し、協議会へ申請するものとする。
- 2) 3の対象期間の商品を既に購入した者への連絡は、代理店と購入者との間の個人情報保護のため、代理店から購入者へ連絡することとし、申請は購入者から協議会へ行うこととする。
- 3) 前項の申請期限は、平成30年3月9日とする。

## 8 払い戻し・欠航時の取扱い

- (1) 払い戻し手数料は、利用者から正規料金にかかる手数料を代理店が受領し、助成額相当分より除くものとする。
- (2) 欠航時の取扱いは、利用者が旅行を催行したものとみなし、代理店は助成額相当分を協議会へ請求するものとする。

## 9 周知方法

事業実施にあたり、利用者への周知は次により実施する。

圏域発行新聞への記事、市町村広報、空港協議会ホームページ。

事務局

大館能代空港利用促進協議会 事務局

(大館市産業部移住交流課内)

電話：0186(43)7149 FAX：0186(48)6668